

計画事業番号	00304	事務事業名	学校教育相談員活用事業	担当部署	教育部小中一貫教育課	電話	4832
--------	-------	-------	-------------	------	------------	----	------

【基本情報】

事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第2項			
事務事業開始年度	平成19年度		個別計画等	北広島市教育基本計画 2011-2020			
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	単独	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	(第 2 章) 人と文化を育むまち	
	(第 1 節) 「生きる力」を育む学校教育の推進	
	(施策 3) 確かな学力を育てる教育の充実	
2 対象		
3 目的と内容	学校を取り巻く環境は非常に複雑化してきており、課題も指摘されていることから、それらの課題を的確に取り組み、いくために、専門的知識や経験豊富な教員経験者を配置する。	
4 実施内容(手段)	28年度まで	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の課題に対する助言、相談 教育課程編成作成に関する指導、相談 教職員等に対する研修の企画・立案 学校教育の推進方針等各種計画作成についての助言
	29年度	昨年度と同様であるが、 <ul style="list-style-type: none"> 各学校の課題に対する助言、相談 教育課程編成作成に関する指導、相談 教職員等に対する研修の企画・立案 学校教育の推進方針等各種計画作成についての助言

【事業の計画・実績】

平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	実績	計画	計画	計画
学校教育相談員を配置し課題解決に向けた指導・助言を実施	各学校の必要に応じた指導、助言 教職員研修の企画 学校教育の推進方針作成への助言 全国学力テスト結果の分析	学校教育相談員を配置し課題解決に向けた指導・助言を実施	学校教育相談員を配置し課題解決に向けた指導・助言を実施	学校教育相談員を配置し課題解決に向けた指導・助言を実施

【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成30年度に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度2次評価	現状継続	現状継続とする。	
1次評価	現状継続	各学校が抱える様々な教育課題解決に向けた助言や、市内統一の教育方針等の作成にあたり、学校教育に対する深い専門的知識を有する人材の配置が継続して必要である。	
2次評価	現状継続	現状継続とする。	

【事業費の推移】

(単位:千円)

			平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
決算額、当初予算額又は推進計画額			2,392		2,519		2,421		2,421	
事業額	直接事業費	国支出金	0		0		0		0	
		道支出金	0		0		0		0	
		地方債	0		0		0		0	
		その他特財	0		0		0		0	
		一般財源	2,392		2,519		2,421		2,421	
		① 合計	2,392		2,519		2,421		2,421	
	人件費 (左側:一般、 右側:再任用)	② 人数(年間)		0.10	0.00	0.10	0.00	0.10	0.00	
		③ 1人当り年間平均人件費		8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	
		④ =②×③		840	0	840	0	840	0	
総事業費①+④			3,232		3,359		3,261		3,261	

【評価指標】

指標名		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
活動指標	① 学校への指導訪問回数	回	64	64		
		目標値				
		実績値	64			
	②	目標値				
	実績値					
	③	目標値				
	実績値					
	④	目標値				
	実績値					
成果指標	①	目標値				
	【指標の定義(算式等)】	実績値				
	②	目標値				
	【指標の定義(算式等)】	実績値				
	③	目標値				
	【指標の定義(算式等)】	実績値				

【評価項目】

チェック項目	評点	コメント
妥当性 ・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に、市町村教育委員会に指導主事その他の職員を置くこととされており、指導主事の配置は必要である。
達成度 ・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	3	学校現場の状況を深く理解している教職経験の豊富な指導主事を配置することにより、学校も相談しやすくなるとともに適切な対応を図ることができる。
成果向上 ・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	3	教員的な効果などについては、成果として数値化等が難しいが、経験豊富な退職教員の活用により、効率的な運用を図っている。
経済性 ・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	教育部次長の指導の下、適切かつ迅速な対応を図ることができる。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	<input checked="" type="checkbox"/> 法律の義務付けあり	<input type="checkbox"/> 法律の義務付けなし
------------------------	---	------------------------------------

【民間活力の活用性評価】 (事業担当部局が評価)	<input type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働が可能である。	<input checked="" type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。
-----------------------------	---	---